号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年四月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十三年十月十五日から平成二十四年四月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×3＋経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十三年四月十五日から平成二十三年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$×2＋経過利子に相当する金額）

㈢　平成二十二年十月十五日から平成二十三年四月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額）

㈣　平成二十二年十月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十八　元利金支払場所　日本銀行

○財務省告示第百五十一号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十七日

財務大臣　菅　直人

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第三十回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で四百七十五億五千五百四十二万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十二年四月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	初期利子の適用利率	年〇・五三パーセント
十	第二期以後の利子の適用利率	第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率×$\frac{1}{2}$
十一	初期利子	額面金額×$\frac{\text{年〇・五三パーセント}}{100}$×$\frac{1}{2}$
十二	第二期以後の利子	額面金額×$\frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
十三	償還期限	平成三十二年四月十五日
十四	償還金額	額面金額百円につき百円
十五	払込期日	平成二十二年四月十五日
十六	払込場所	日本銀行の本店又は支店
十七	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、平成二十三年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$）
十八	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年四月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
		㈠　平成二十二年十月十五日から平成二十三年四月十五日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額）
		㈡　平成二十二年十月十五日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
		十九　元利金支払場所　日本銀行

○農林水産省告示第六百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年四月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

ただし書中(69)を(70)とし、(60)から(68)までを一ずつ繰り下げ、(59)の次に次のように加える。

(60)　犬パルボウイルス感染症診断用抗原

○農林水産省告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年四月二十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　北海道歌志内市字上歌三二の一・赤平市字赤平六九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上歌三二の一・字赤平六九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）